

平成 29 年 4 月 14 日

有料動画サイト等の未納料金の回収を依頼されていると称して 金銭を請求してくる事業者に関する注意喚起

消費者の携帯電話やパソコンに「有料動画の未納が発生しております。本日中に連絡なき場合、法的手続きへ移行させていただきます。」などと記載したSMS¹やメールを送信したり、消費者の携帯電話に電話して着信履歴を残したりして、折り返し電話してきた消費者に「有料動画サイトの利用料金の未納があり、サイト運営業者から未納料金の回収を依頼されています。支払がなければ法的手続きをとらざるを得ません。」などと告げ、有料動画サイト等の未納料金の回収を依頼されていると称して金銭を請求してくる事業者に係る相談が、各地の消費生活センター等に寄せられています。

消費者庁が調査を行ったところ、「株式会社日本債権」、「TSB債権回収」又は「CIC債権回収センター」と称する事業者（以下「本件事業者」と総称します。）との取引において、消費者の利益を不当に害するおそれのある行為（消費者を欺き、又は威迫して困惑させること）を確認したため、消費者安全法（平成 21 年法律第 50 号）第 38 条第 1 項の規定に基づき、消費者被害の発生又は拡大の防止に資する情報を公表し、消費者の皆様にご注意を呼びかけます。

1. 事業者の概要

名 称	株式会社日本債権 TSB債権回収 CIC債権回収センター
所 在 地	いずれも不詳
代 表 者	いずれも不詳
事業内容	いずれも自称「有料動画サイト等の未納料金の回収」

本件事業者は、いずれも消費者に対し、「有料動画サイト等の未納料金の回収を依頼されています。」などと告げて、有料動画サイト等の未納料金等の名目で金銭を請求していますが、SMSやメールには電話番号や事業者名以外の発信者情報は記載されておらず、また、消費者との電話においても明らかにされていないことなどから、本件事業者の所在や事業内容等の詳細は全て不明です。

（注 1） 本件事業者と類似の商号の事業者で、法務大臣の許可を得た債権回収会社である日本債権回収株式会社（本社：東京都千代田区）とTSB債権管理回収株式会社（本社：東京都港区）及び割賦販売法（昭和 36 年法律第 159 号）等に基づく指定信用情報機関としての指定を受けている株式会社シー・アイ・シー（本社：東京都新宿区）は、いずれも、本件とは全く無関係です。

（注 2） 同名又は名称が類似する事業者と間違えないよう御注意ください。

¹ メールアドレスではなく携帯電話番号を宛先にして送受信するメッセージサービス。

2. 勧誘の手口の概要

(1) 株式会社日本債権について

- ① 「株式会社日本債権」と称する事業者（以下「N社」といいます。）は、消費者の携帯電話に「有料動画の未納が発生しております。本日中に連絡なき場合、法的手続きへ移行させていただきます。（N社の電話番号）（株）日本債権」などと記載されたSMSを送信します。
- ② 上記①のSMSを読んで不安になり、SMSに表示された電話番号に電話を掛けてしまった消費者に対し、N社は、「有料動画サイト（実在する有料動画サイトの名称を告げる場合もあります。）の利用に関して未納料金があります。当社はサイトの運営事業者から未納料金の回収を依頼されております。現在登録料と合わせて合計10万円が未納になっています。」などと告げます。
- ③ 「身に覚えがない。」と言って反論する消費者に対しては、N社は、「調べてみます。」と言って、消費者の氏名、生年月日を聞き出しながら調べているふりをし、「有料動画サイトに登録された履歴が残っています。携帯電話の誤作動かもしれませんが、支払が帳消しになることはありません。」などと告げて、支払をするよう説得します。
- ④ それでも支払を拒絶する消費者に対して、N社は、「当社としても法的手続きを取らざるを得ないと思っています。」などと言って威迫します。
- ⑤ N社の言っていることが正しいのかも知れないと思って支払を承諾した消費者に対して、N社は、支払方法として大手通販サイトの電子ギフト券²をコンビニエンスストアで購入して、その電子ギフト券のカード番号をN社に伝えるよう指示します。
- ⑥ 消費者は、N社の指示どおりにコンビニエンスストアで電子ギフト券を購入して、その電子ギフト券のカード番号をN社に伝えてしまいます。

(2) TSB債権回収について

- ① 「TSB債権回収」と称する事業者（以下「T社」といいます。）は、消費者の携帯電話に電話して自社の着信履歴を残します。
- ② 消費者がその着信履歴の電話番号にリダイヤルすると、「有料動画サイトの利用料金が未払となっています。このままでは強制執行の手続きをとらざるを得ない状況となっています。今回の請求内容について知りたい方は1を、強制執行等の手続きに移行する方は2を押してください。」などの音声ガイダンスによる案内が始まります。
- ③ 裁判等は困ると思った消費者が1を選択すると、音声ガイダンスが終了し、T社を名のる者が応答し、消費者の氏名を聞き出して、担当者から電話させると言って一旦電話を切ります。

² 本書に記載する大手通販サイトの電子ギフト券とは、コンビニエンスストア等で販売されているカード型の金券でプリペイドカード（前払により一定金額の価値を有し、商品やサービスを提供してもらう権利のあるカード型の金券）の一種です。当該大手通販サイトの会員になり、通常は裏面に記載されているカード番号を同サイトに登録することにより、当該電子ギフト券の額面金額が使用可能となります。なお、当該大手通販サイトの電子ギフト券は、カード番号さえ分かれば、当該大手通販サイトで使用することが可能です。また、他に、ギフトカード、電子ギフトカード、電子マネーと呼ばれることもあります。

- ④ その後すぐにT社の担当者を名のる別の者が消費者に電話を掛けてきて、「有料動画閲覧履歴があります。未納料金等が発生しています。有料動画サイト（実在する有料動画サイトの名称を告げる場合もあります。）の運営者からサイト利用料金の未払金について債権回収の依頼を受けています。利用料金の支払期限が過ぎても支払われていない状況となっておりますので、残念ながら訴訟手続に移行します。」などと告げ金銭の支払を要求します。
- ⑤ 現在のところ、P I O - N E T³に登録されている情報では、消費者は消費生活センター等のアドバイスに従って支払をせず、金銭的な被害に遭わずに済んでいる状況です。
- ⑥ P I O - N E Tに登録はされていないもののT社と類似の商号で実在する債権回収会社（以下「サービサー」⁴といいます。）のT S B債権管理回収株式会社からの情報では、消費者から「2万円のプリペイドカードを購入してT社に支払をした。」という問合せがあったとのことであり、実際に被害が生じていると考えられます。

（3）C I C債権回収センターについて

- ① 「C I C債権回収センター」と称する事業者（以下「C社」といいます。）は、消費者の携帯電話に「メール件名：（民事提訴警告書）法的措置行使の警告、メール本文概要：貴殿⁵の登録情報のある情報サイトにおいて利用料金の未納が続いたため、携帯信用情報機関より回収の任を承ったので、未払による滞納金1,098,560円があり、支払期限は本通知閲覧後24時間以内。このまま放置すると銀行口座、携帯電話の利用、行政機関における全てのサービスができなくなるおそれがあり、ご入金なき場合は、貴殿の利益を喪失させ身元調査により得られた貴殿に関する情報をインターネット上に開示した上で、損害賠償請求実行、並びに詐欺罪等の法的手続を行います。ただし、継続利用の意思がない場合、退会申請を行うことで、上記滞納金が全額免除になります。」などと記載したメールを送信します。また、メールの末尾に「退会申請の方法は、本通知の本文に「退会申請」と記載し、そのまま返信してください。退会申請は、本通知閲覧後24時間以内に必ず行ってください。」などと記載されています。
- ② 現時点の調査では、上記①のメールを送信後、C社の消費者に金銭を支払わせる具体的手口は不明ですが、P I O - N E Tに登録されている情報では、実際にお金を支払ってしまった消費者がいることから、C社は、そのメールを見てC社に返信してしまった消費者を欺いて金銭の支払をさせているものと考えられます。

3. 当庁が確認した事実

- 本件事業者は、いずれも実在するサービサーや信用情報機関と類似する商号を使用して、消費者に有料動画サイト等の未納料金等が存在しないにもかかわらず、未納料金等の回収を依頼されているなどと偽って、消費者に対し、その未納料金等を支払うよう請求し、支払わない場合には法的手続をとるなどと告げていることが認められ

³ P I O - N E T（全国消費生活情報ネットワークシステム）とは、国民生活センターと全国の消費生活センターをネットワークで結び、消費者から消費生活センターに寄せられる消費生活に関する苦情相談情報（消費生活相談情報）の収集を行っているシステムのこと。

⁴ サービサーとは、金融機関等から委託を受け又は譲り受けて、特定金銭債権の管理回収を行う法務大臣の許可を得た民間の債権管理回収専門業者のこと。

⁵ 貴殿とは、消費者のことを指す。

ます。なお、これによりその支払をしてしまった消費者が多く存在することが確認されています。

- 本件事業者が消費者の携帯電話に送信したSMS及び携帯電話やパソコンに送信したメールには電話番号や事業者名以外の発信者情報は記載されておらず、また、消費者との電話においても明らかにされていませんでした。
- 本件事業者がSMSやメールに記載した電話番号及び消費者との電話対応に使用した電話番号は多数ありますが、調査した電話番号は、いずれも契約者は電話回線転売や転送電話サービス等を業とする事業者で、同種の事業者を複数利用して、電話発信元の正体が分からないようにしており、どの電話番号に電話してもつながりませんでした。
- 以上のことから、現時点においては、本件事業者は、その所在や事業内容等の詳細は分からず、その実体は全て不明です。
- 本件事業者と類似する商号の日本債権回収株式会社及びTSB債権管理回収株式会社に照会したところ、両社とも有料動画サイトの利用料金等の回収業務を行うことはなく、SMSやメールで消費者に支払督促の連絡を行うこともないことが確認されました。したがって、両社は、本件とは全く無関係です。
- 本件事業者と類似する商号の株式会社シー・アイ・シー（略称「CIC」）に確認したところ、同社は信用情報機関として消費者のクレジットやローン利用に関する信用情報の収集・管理・提供・開示業務を行っていますが、サービサーではないため債権回収業務を行うことはなく、有料動画サイトの利用料金等の回収業務は行っていないことが確認されました。したがって、同社は、本件とは全く無関係です。

4. 消費者の皆様へのアドバイス

- 身に覚えのない請求がSMSやメール等からあった場合には絶対に電話などで連絡をとらないようにしましょう。
- 身に覚えのない着信履歴には電話を掛けないようにしましょう。もし電話を掛けてしまっても心当たりのない請求を受けても、すぐに電話を切るなどして絶対にその請求には応じないようにしましょう。
- コンビニエンスストアで電子ギフト券を購入してそのカード番号を連絡するよう求めるのは典型的な詐欺の手口であり、本件事案と同様の詐欺事案が多発しています。事業者から要求されても電子ギフト券を購入したり、そのカード番号を教えたりすることなどは、絶対にしないようにしましょう。
- 法務省でも同省のウェブサイトで実在する債権回収会社と類似の商号をかたる悪質な事業者に対しての注意を促すとともに情報提供のあった事業者名の例一覧を掲載していますので、参考にしてください。

（参考）

- 「債権回収会社と類似の名前をかたった事業者による架空の債権の請求に御注意ください。」

http://www.moj.go.jp/housei/servicer/kanbou_housei_chousa19.html

- このようなSMSや電話での要求に不審な点があった場合、その要求に応じる前に、各地の消費生活相談窓口（消費生活センター等）や警察に相談しましょう。

相談窓口の御案内

- ◆ 消費者ホットライン（最寄りの消費生活センター等を御案内します。）

電話番号 **188**（いやや!）

- ◆ 警察相談専用電話

電話番号 **#9110**

※いずれも局番なし

5. 日本フランチャイズチェーン協会に対する要請

本件における被害金の支払方法を調査したところ、コンビニエンスストアで店頭販売されている電子ギフト券が用いられている事例が多かったことを踏まえ、消費者庁は、コンビニエンスストア本部の多くが加盟している一般社団法人日本フランチャイズチェーン協会に対し、被害の未然防止の取組がより一層促進されるよう要請を行いました。

公表内容に関する問合せ先

消費者庁消費者政策課財産被害対策室

電話 03-3507-9187

有料動画サイト等の未納料金の回収を依頼されていると称して金銭を請求してくる事業者に関する注意喚起

(株)日本債権

TSB債権回収

CIC債権回収センター



未納料金の回収を依頼されたと称する事業者

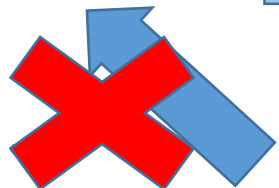
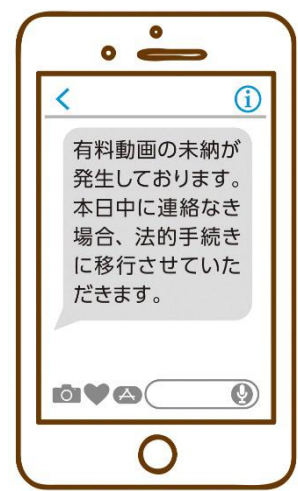
有料動画サイトの利用料金が未納です。サイト運営業者から未納料金の回収を依頼されました。電子ギフト券を買ってお支払ください。

ショートメールサービス

ワン切り(着信履歴)

パソコン・携帯メール

SMS



絶対に連絡しない。
心配があれば、
消費者ホットライン(188)
警察(#9110)
に御電話を!



身に覚えのない請求は支払う必要はありません。